

「那覇てんぶすビジョン」借用取扱要綱

平成29年1月26日
経済観光部長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、「那覇てんぶすビジョン」運営要綱第4条第1項第3号の規定に基づき、行政機関及び民間企業等がビジョンを借用することに関し必要な事項を定めるものとする。

(借用の期間)

第2条 借用の期間は、市長が定める。

(借用の申し込み)

第3条 借用を申し込む者（以下「借用申込者という」）は、ポケットパークの占有者であることを要件とする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

2 借用申込者は、借用申込書（第1号様式）又はインターネットを利用した申込フォームに必要事項を記載し、次に掲げる資料等を添付して、市長が指定する期間内に提出しなければならない。

- (1) ポケットパークの道路占有許可証の写し（ポケットパークを占有する場合に限る。）
- (2) 事業の概要が分かる資料
- (3) 映像媒体（映像を放映する場合に限る。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める資料

(借用の決定)

第4条 市長は、前条の規定による借用の申し込みがあったときは、当該内容について、なはまち振興課において審査を行い、借用の可否を決定するものとする。

2 市長は、前条の規定により提出された映像について、ビジョンに掲載することが適当でないと認めるときは、借用申込者に対して内容の変更を求めることができる。

3 市長は、前項の規定により借用の可否を決定したときは、その結果を「那覇てんぶすビジョン」借用決定通知書（第2号様式）または「那覇てんぶすビジョン」借用不可決定通知書（第3号様式）により、借用申込者に通知するものとする。

4 借用申込者は、前条に規定する借用の申し込み後に、当該申し込みを取り下げる場合は、「那覇てんぶすビジョン」借用申込取下げ書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(借用料等)

第5条 借用料は、市長が別に定める。

2 借用申込者は、市長が指定する期日までに借用料を納入しなければならない。

(借用料の免除)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条に規定する借用料を全額免除することができる。

- (1) 本市または県内外行政機関が、主催または共催する事業でビジョンを借用する場合
- (2) 本市または県内外行政機関が、補助または委託する事業でビジョンを借用する場合
- (3) 那覇市中心商店街の通り会等が主催する事業でビジョンを借用する場合

(借用の取消し)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、借用申込者への催告その他の手続を要することなく、借用の決定を取り消すことができる。

- (1) 借用申込者が、第5条第2項の規定による借用料を、市長が指定する期日までに納入しないとき。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が借用を適当でないと認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定により借用の決定を取り消したときは、借用決定取消通知書（第5号様式）により通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により借用の決定を取り消した場合において、借用申込者に損害が生じても、一切その責めを負わないものとする。

(借用料の還付等)

第8条 既納の借用料は還付しない。ただし、借用申込者の責めに帰さない理由により借用できなかったときは、既納の借用料の全部または一部を日割り計算した額を還付する。

2 前項の規定により還付する借用料には、利子は付さない。

(借用申込者の責務)

第9条 借用申込者は、借用時にビジョンで掲載する内容について一切の責任を負うものとする。

- 2 借用申込者は、那覇てんぶすビジョン運営要綱第4条第2項各号に掲げるもののほか、市長から承認を受けていない映像は放映することができない。
- 3 借用申込者は、借用の内容等が第三者の権利を侵害するものでないことを確認し、放映内容等に関する知的所有権その他一切の権利について、必要な処置を講じなければならない。
- 4 借用申込者は、借用時にビジョンで掲載する内容について第三者から被害等の申立て

がなされたときは、その責任及び負担により解決しなければならない。

- 5 借用申込者は、借用時にビジョンで掲載する内容に起因して市に損害を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 6 借用申込者は、借用に係る一切の権利について、第三者への譲渡、転貸、担保差入等の行為を行ってはならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、借用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 29 年 1 月 26 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 29 年 5 月 26 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 27 日から施行する。